

東大阪公市第 2910 号
令和 2 年 12 月 28 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
河内地域協議会
議長 鳥井 一雄 様
東大阪地区協議会
議長 田中 敬二 様

東大阪市長 野田 義和

東大阪市教育局
教育長 土屋 宝土

要望書について（回答）

令和 2 年 11 月 13 日付けで受付いたしました要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

<継続>

(1) 就労支援施策の強化について

<補強>

① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

《回答：労働雇用政策室》

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の支援対象者のうち、「不安定な就労状態にある者」については、合同企業説明会等の取組や、技能講習と企業実習を組み合わせた「モノづくり人材育成塾」の対象年齢を 49 歳まで引きあげることで支援しています。また、「長期にわたり無業の状態にある者」については、令和 2 年度から対象年齢が 49 歳に引き上げられた中河内地域若者サポートステーションの受託団体に「若者自立支援援助事業」を委託し、一体的に事業を進めていただくことで

支援しています。今後も、関係部門との連携を図りながら支援を行ってまいります。

《回答：生活福祉課》

生活保護では、就職氷河期世代のみならず、稼働年齢層に対して、寄り添った就労支援を行っております。引き続き被保護者に寄り添った支援を行ってまいります。

《回答：生活支援課》

生活支援課ではハローワークや大阪労働局を通じて就労支援に関する協定を結んでおり、就職に向けた就労支援を実施しています。また、社会福祉協議会をはじめ、関係機関と連携し個々の状態に応じた支援方針・プランを策定し、共同して支援を行っており、安定した生活できるように支援しています。

<継続>

②地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

《回答：労働雇用政策室》

コロナ禍における労働環境の悪化に対しては、市内2か所の就労支援センターで、きめ細やかな寄り添い型の相談事業を実施するとともに、就労支援の対象者や置かれている状況に合わせて、「地域就労支援事業」だけでなく、他の施策も含め、支援策を実施してまいります。「地域労働ネットワーク」等を通じて、関係機関との連携を強め、速やかに支援対象者を就労に繋ぐとともに、働き方改革やその他雇用環境の改善につなげてまいります。

<継続>

③障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用をより一層促進すること。

《回答：労働雇用政策室》

障害者の就労支援につきましては、市内2か所の地域就労支援センターでの就労支援を実施するとともに、障害者を対象とした就職面接会・就労啓発のための講演会「はたらく・くらすフォーラム」を開催しております。また、国の特定求職者雇用開発助成金の制度等を利用して障害者を雇用した市内の事業主に対しまして、障害者雇用奨励

励金を支給することで、雇用の促進を図っております。障害者の法定雇用率につきましては、これまでも改正があった場合、市の広報紙等で周知に努めてまいりましたが、雇用環境が悪化する中、障害者の雇用を促進するために、府の改正ハートフル条例やその他の情報も含めて、法定雇用率について周知に努めてまいります。

(2) 男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）

<補強>

① 女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市町村民に分かりやすい資料等で公表し、市町村の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市町村の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

《回答：人事課》

本市の課題を踏まえ、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした特定事業主行動計画を策定したところであり、取組成果等について分かりやすい資料等で公表ができるよう努めてまいります。

《回答：多文化共生・男女共同参画課》

女性活躍推進法に基づく推進計画の取組については、第3次東大阪市男女共同参画推進計画「東大阪みらい翔(はばたき)プラン」施策評価として公表してきたところですが、今後も市民に対してわかりやすい情報提供に努めてまいります。また、現在策定中である令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする第4次東大阪市男女共同参画推進計画では、固定的性別役割分担意識の払拭について重点項目に盛り込む予定です。

<新規>

② 女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市町村内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

《回答：労働雇用政策室》

女性活躍推進法及び、それに基づく一般事業主行動計画については、広報紙等を通じて周知してまいりました。今後も制度改正等のタイミングで市内事業主への周知に努めてまいります。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

《回答：労働雇用政策室》

市内企業の大多数は中小企業であることから、「働き方改革関連法」や「改正労働施策総合推進法」の制度や趣旨、企業の義務等につきまして、引き続き周知に努めてまいります。また、「改正労働施策総合推進法」につきましては、労働者の責務も定められていることから、企業とその従業員、広く市民に分かりやすい周知に努めます。労働相談事業については、今後も相談員のスキルアップを図り的確な対応を行うとともに、現在もメールによる相談にも対応していますが、今後はより広範な対応ができないか検討してまいります。

<補強>

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集团的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

《回答：労働雇用政策室》

外国人技能実習制度や在留資格「特定技能」について、制度の概要や雇用に当たっての注意点、先進事例等につきまして、出入国管理局や外国人雇用サービスセンター、技能実習機構、監理団体、実際に外国人を雇用する企業等を講師に、市内企業向けのセミナーを開催し、関係法令の遵守についても周知を行っています。労働相談につきまして、従前より多文化共生プラザの通訳を通じて相談する事例がありましたが、今後も連携しながら相談機能を充実させてまいります。

《回答：多文化共生・男女共同参画課》

本市では外国人向けの相談窓口として、多文化共生情報プラザを設置し、外国籍住民に対する適切な情報や相談場所に迅速に到達することができる一元的相談窓口として、情報提供及び収集業務や相談・案内業務を行っており、今後ともその機能の充実に努めます。

<継続>

(4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

《回答：労働雇用政策室》

先進都市の外国人に対する就労支援や職場環境改善の取組等の事例につきまして、調査・研究し、施策に反映してまいります。

<継続>

(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

《回答：労働雇用政策室》

現在、モノづくりの基礎的な技術を大阪府立東大阪高等職業技術専門校（東大阪技専校）での実習と市内企業での職場体験で身に着けて、就職に結びつける「モノづくり人材育成塾」、「モノづくりIT人材育成塾」を実施しております。また、東大阪技専校の入校生を増やすための広報協力を行うとともに、市内モノづくり企業の魅力発信のための冊子や動画の作成、合同企業説明会等を通じて、広く市民に市内企業の魅力を発信してまいります。

<継続>

(6) 治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

《回答：健康づくり課》

東大阪市内のがん診療拠点病院（市立東大阪医療センター、若草第一病院、石切生喜病院）のがん相談支援センターでは、がん相談専門の相談員や看護師を中心に、就労も含むがん治療にまつわる種々の相談に応じ、がん患者やその家族のサポートを行っています。中河内がん診療ネットワーク協議会で圏域内のがん診療拠点病院と行政が連携し、がん対策推進に取り組んでいます。今後も、関係部局、関係機関と連携し、がん患者がその状況に応じて必要な支援を受けられるように、機会を捉えて情報提供や啓発活動に取り組んでまいります。また、難病法により難病患者への総合的な支援、環境整備が求められており、東大阪市では、平成29年度より難病患者就職サポータ

一による就労相談を各保健センターで1回ずつ実施しています。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。また、中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

《回答：モノづくり支援室》

東大阪市では、市内モノづくり企業の経営者や従業員などを対象に、東大阪市産業技術支援センターにおいて、ものづくり大学校やモノづくり開発研究会における研修、技術相談員による技術指導の実施、(公財)東大阪市産業創造勤労者支援機構によるビジネスセミナー事業などを通じて、人材育成を図っております。また、クリエイション・コア東大阪の入居団体やポリテクセンター関西など技術者の育成に関わる周辺の支援機関とも連携し、市内企業のニーズに応じたサービスの提供に努めてまいります。本市のモノづくり産業の維持・強化を図るうえで、若者の育成や就業の定着は、非常に重要であると認識しており、中央職業能力開発協会が実施する技能五輪をはじめとする関連施策や事業主への助成制度について、情報提供できるように引き続き努めてまいります。

<継続>

②中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

《回答：産業総務課》

市政だよりにおいて、国や関係機関が実施している支援内容と相談窓口の一覧を掲載するとともに、市のホームページでも発信しております。また、月に2回企業向けの施策等を案内する中小企業だよりを発行し情報発信に努めております。また、市で融資の貸付は実施していませんが、大阪府の制度融資の中で連携して売上減少の認定書発行業務等を行っており、利用者の立場に立って迅速な業務の遂行に努めてまいります。

<継続>

③非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市町村としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

《回答：産業総務課》

新型コロナウイルス感染症の突発事象を踏まえ、緊急事態において的確な決断を下すためには、あらかじめ対処の方策について検討を重ね、日頃から継続的に訓練しておくことが必要であると認識しております。危機意識を高めた企業が多い中、事業継続計画の重要性を市政だよりなどの広報媒体を活用して、啓発や周知に努めてまいります。また、BCP策定に取り組むにあたっての先進事例など、有効な情報発信をセミナーや研修等で実施していくことが必要であると考えており、商工会議所と連携を図りながら具体的に検討を進め、市内中小企業者が実効性のあるBCPを策定していくための支援を行ってまいります。

<継続>

(2) 下請取引適正化の推進について（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

《回答：産業総務課》

中小企業が抱える取引上の悩みや紛争を解決するために専門家が解決に向けてサポートする下請かけこみ寺など、国が実施している下請取引にかかる適正化事業の関連情報について、市内中小企業者に向けた情報提供に努めてまいります。

【総合評価入札制度を導入している自治体】（東大阪市、柏原市、富田林市、河内長野市）

<補強>

(3) 公契約条例の制定について（★）

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

《回答：契約課》

建設工事・設計業務委託等の入札案件に最低制限価格を設定し、その他の人件費要

素の多い委託契約についても、積算時に最低賃金確保など関係法令等を順守するよう、各課に指導することにより、ダンピング受注の防止を継続して進めるとともに、公契約条例等について国等の動向をもとに研究してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について（★）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市町村民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

《回答：地域包括ケア推進課》

地域包括ケアシステムの推進に向けて、介護サービスの提供体制の整備については、中学校区単位に設置されている高齢者生活支援等会議において、地域関係団体等とともに地域課題やニーズを把握し市の介護サービスの充実に取り組んでいるところであり、今後も引き続き取り組んでまいります。また、高齢者生活支援等会議も含む地域ケア会議等により利用者等の意見を反映し、市民への情報の周知を適切に図れるよう取り組んでまいります。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市町村民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うと。また、市町村民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

《回答：健康づくり課》

第2次東大阪市健康増進計画に、がん検診受診率の向上を目標に掲げ推進に努めています。平成29年度に健康増進計画の中間評価を実施しました。昨年は、2月より新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、がん検診の受診を差し控える方が多く、すべてのがん検診において受診率の低下がみられました。がん検診実施医療機関・保健センターにおいては予約枠の細分化や人数制限をし、コロナ禍において安全にがん検診を受診いただけるように感染予防対策を実施しながら検診を行っています。平成26年度から肺がんの個別検診の導入、国保と連携した特定健診とがん検診のセット検診の実施、休日のがん検診の実施、平成28年度からは協会けんぽと連携し、被扶養者の特定健診と乳がんのセット検診を開始し、昨年度からは大腸がん検診も同時実施

する等の受診率の向上に向け、導入してまいりましたが、今年度は、協会けんぽが集団検診を中止し、フェスタ等の開催も中止となっており、がん検診の受診環境の縮小がみられます。コロナ禍でもがん検診の受診はがんの早期発見には必要であるため、個別勧奨はがきを12月に送付予定をしています。また、「健活10」「おおさか健活マイレージアスマイル」の推進と共に、「東大阪健康・長寿マイレージ」にがん検診受診のポイントを付与して受診率向上、そして精度管理を強化する事でがんの早期発見を目ざしています。今年度も20歳の女性に子宮頸がん検診無料クーポン、40歳女性に乳がん検診無料クーポンを送付し、対象者は限定されますが、自己負担額を無料にし、受診機会につなげています。さらに未受診者に対し、がん検診受診勧奨ハガキを送付し啓発を行います。今後も個別受診勧奨や各種イベント等の機会を通して啓発活動やウェブサイト・フェイスブックで情報発信をしつつ、関係機関等とも連携を図り、受診しやすい健診の機会の拡大についても工夫しながら、受診率向上にむけた様々な方策に引き続き努めてまいります。

《回答：保険管理課》

現在、保険管理課にて本市国民健康保険に加入している40歳以上の方を対象に特定健診を実施しております。受診年齢の引き下げによる早期発見・早期取組は大変意義のあることとは思いますが、現状では特に生活習慣病といった健康リスクの高い40代、50代の低受診率の解消を優先課題と考え、まずは当該世代の受診率向上に努めてまいります。「おおさか健活マイレージ（アスマイル）」につきましては、保険管理課のウェブサイトにて掲載し、本庁1階市政情報相談課や保険管理課、保険料課、資格給付課の医療保険室3課、各行政サービスセンター等の窓口「健活10」の周知も含めリーフレットやチラシを配置しております。その他、特定健診（集団検診）実施時のチラシ配布や特定健診受診券の再発行時、国民健康保険途中加入者への受診券発行時にも周知チラシを同封しております。今後も、効果的な周知方法を検討し、市民の方々に広くPRを図ってまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて（★）

<継続>

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

《回答：地域健康企画課》

保健所においては、病院等に対し医療法第25条に基づく立入検査を実施し、安全安心な医療が提供されているか、医療職の標準人員の確保も含め必要に応じ指導をし

ています。また、高齢者の増加に伴い今後増加が見込まれる医療需要に応えるため、地域医療構想に基づいた地域に求められる医療機能の確保が必要であり、市内病院と意見交換しながら医療提供体制の整備に取り組んでいるところです。

＜継続＞

②医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

《回答：地域健康企画課》

医療提供体制の整備については、大阪府医療計画、大阪府外来医療計画に基づき、地域の課題解決に向け、市内病院への情報提供と意見聴取や近隣市・関係医療機関との調整を図りながら取り組んでいるところです。地域の医療需要に沿った医療提供体制の構築を目指し取り組んでまいります。

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて（★）

＜継続＞

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

《回答：高齢介護課》

介護人材の確保につきましては、介護サービスを安定的に提供するための重要課題と認識しております。「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に基づき、本市におきましても、就職フェアの開催など介護人材確保に関する取組を大阪府や八尾市、柏原市と連携し大学への視察などに取り組んでおりますが、引き続き有効な方策等を検討してまいりたいと考えております。また、介護人材の職場定着につきましては厚生労働省により職場定着支援助成の事業をおこなっておりますが、市としても介護職員の資質向上をはかるため、有効な方策等を検討してまいりたいと考えております。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

《回答：地域包括ケア推進課》

市との連携・協力の下、地域の高齢者の総合相談窓口として、また地域ニーズの把握や社会資源創出のコーディネーターとして、地域包括支援センターの機能を強化し、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を十分果たせるよう取り組んでまいります。また、介護家族への支援をはじめ、一番身近な高齢者に関わる相談窓口として、市の広報をはじめ様々な機会を捉え、周知・広報に取り組んでまいります。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

《回答：施設指導課》

令和2年度は小規模保育施設5園（定員95人）が新たに開園しました。いずれも認可保育施設との連携等を行っております。加えて、保育園4園（定員300人）及び幼稚園から認定こども園への移行した園（定員80人）により合計して475人分の定員が増加しました。また、現在、認定こども園の増改築を進めており、来年4月の入所定員数が70名増加できるように整備を進めております。

<補強>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

《回答：施設給付課・施設指導課・保育課》

民間保育施設に向けて、給与水準確保につながる処遇改善加算制度や、研修機会の確保などにもつながる保育士の業務軽減のための補助制度を実施しており、保育施設

設置者への制度の周知・申請促進のための情報提供について、定例にて行う会議の場等を利用して行っております。また認可外保育施設の保育従事者に対する研修を年3回、実施しております。公立保育所、公立幼保連携型認定こども園については、保育士の質の向上の為、研修拡充に努めてまいります。また、保育士の労働条件等の職場環境の改善に向け、協議してまいります。

《回答：青少年教育課》

留守家庭児童育成事業（放課後児童健全育成事業）については、「東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業運営・管理業務委託仕様書」等に基づき事業運営を行っており、引き続き研修内容の充実や各クラブの巡回、視察等を実施することで、より質の高い事業運営に努めてまいります。

《回答：教職員課》

幼稚園教諭の労働条件や職場環境の改善については今後も関係部署と連携し、取り組んでまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

《回答：施設給付課》

病児保育室は、市3か所で開設しておりましたが、平成30年6月で、1か所が閉鎖されました。今後、その閉鎖された病児保育室の地域近隣において、新たな実施事業者の確保に努めてまいります。延長保育の実施については、引き続き財源の確保に努めてまいります。夜間保育及び休日保育の実施については、需要の把握に努めてまいります。

<継続>

④子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

《回答：子ども家庭課》

本市では、子どもの貧困対策推進事業として「東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業」及び「東大阪市食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業」を

平成30年度より開始いたしました。子ども食堂への支援につきましては、「東大阪市の食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業」として、市内で子ども食堂を実施・運営する団体に対して、検便代や行事保険等の安全・安心のための経費を優先的な使途とする補助金を創設いたしました。今後も市内で継続的に実施・運営していただけるよう、支援に取り組んでまいります。

<補強>

⑤子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、虐待防止プログラムの受講体制を整えたうえ、相談業務を担う職員には専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

《回答：子ども相談課》

本市では子ども家庭総合支援拠点の役割を担う子ども見守り相談センター（以下、「センター」という。）が、児童虐待の早期発見・早期支援と継続的な支援及び予防啓発に努めております。例年、11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、街頭キャンペーンや子育て講演会、オレンジリボンウォークなどの児童虐待防止の啓発活動を行っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年度の実施については限定される中、市政だよりやウェブサイトにおける啓発記事の掲載、啓発ブースの設置に加え、ケーブルテレビを活用した啓発活動の実施、親子支援プログラムのオンライン開催、車内放置等児童の放置防止を啓発するチラシの作成など、あらたな活動を進めています。11月の月間に限らず、虐待の未然防止につながる取組を検討してまいります。センターでは、児童虐待を防止するため、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）の調整機関として、要対協構成機関や地域の関係機関と連携し、要保護・要支援児童等への支援を行っています。虐待対応を行うセンターの相談員には、児童虐待や発達支援に関する研修を計画的に受講する体制を整え、またセンター内でのスーパーバイズを充実させて専門性を高めていけるよう努めております。令和2年4月緊急事態宣言を受けて学校園の休校や外出自粛の状況下、国通知「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、要対協構成機関や市内の学校園協力のもと、要支援児童の安全確認を行いました。コロナ禍の影響の続く中、学校園等と引き続き連携し要支援児童等の早期発見・早期支援に努めてまいります。

《回答：母子保健・感染症課》

子育て世代包括支援センター「はぐく一む」では、妊娠届出時に保健師が全数面接を実施しており、妊娠中の生活についての相談を受け、必要な場合は、他部局と連携

しながら支援にあたっています。妊娠後期のもうすぐママ電話や産婦健康診査事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じて切れ目ない支援を実施しています。支援に際しては、虐待防止の研修を受講するなどし、知識を高めています。

《回答：学校教育推進室》

教職員によるきめ細かな健康観察等により、児童生徒の状況を的確に把握し、虐待と疑われる事案を発見した場合は、学校は直ちに関係諸機関に通告するなど、連携した対応に努めてまいります。

＜新規＞

⑥小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

《回答：地域健康企画課》

小児救急については、中河内二次医療圏の小児科を標榜する救急告示認定医療機関が輪番制で対応していますが、どの病院も小児科医の確保に苦慮している実情があります。圏域内の自治体と共に大阪府に小児救急医療の確保について支援を要望し体制確保を図っています。また、大阪府医療計画に基づき小児医療の在り方について検討していくこととなっています。

4. 教育・人権・行財政改革施策

＜継続＞

(1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）を遵守すること。

《回答：教職員課》

教職員の勤務時間を客観的に把握できるよう、出退勤管理システムを導入しています。今後も教職員の時間外勤務を減少できるよう引き続き教職員の負担軽減や働き方改革に取り組んでまいります。

<継続>

(2)奨学金制度の改善について(★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市町村における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

《回答：学事課》

給付型奨学金制度を新設した独立行政法人である日本学生支援機構への制度拡充要望に関しては、関係省庁への働きかけを検討してまいります。東大阪市奨学資金貸与条例において、「生活が困窮しているとき」は「市町村長の発行する非課税を証する書類、公共職業安定所長の発行する雇用保険受給資格者証等」を添えて猶予申請書を提出することにより、「返還を猶予することができる」としています。

《回答：労働雇用政策室》

若者の市内定住と市内就業の促進を目的に、平成28年度より東大阪市奨学資金返還補助事業を実施しております。

(3)人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

《回答：人権啓発課》

本市としましては、ヘイトスピーチ解消法において、自治体としての役割などが定められており、相談体制の整備や人権教育及び人権啓発の充実への取組などを推進することとされていることから、これらのことに重点を置いた取組を実施し、ヘイトスピーチ解消法の周知に努めております。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市町村一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市町村においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

《回答：人権啓発課》

本市啓発活動を行うにあたり、配慮すべき事項・効果的な方法等についての情報提供を受けて実施する等、府に対しても協力を求めていることで、さらなる啓発の充実に努めます。

《回答：多文化共生・男女共同参画課》

平成30年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果等を検証しながら、セクシュアルマイノリティの方も含めた共生社会の実現をめざし、市民啓発に取り組んでまいります。セクシュアルマイノリティの方は、社会生活の様々な生活領域において困難に直面されていると言われており、配慮が必要と認識しております。人権尊重のまちづくりという観点から、各部局間での情報共有を進めてまいりたいと考えています。

《回答：管理課》

本庁舎におきましては、地下1階から22階の各階に多目的トイレを設置しており、誰もが利用しやすい環境整備に努めております。ただし、1階及び10階11階の多目的トイレにつきましては、男女別となっております。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市町村民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

《回答：人権同和調整課》

法律の周知につきましては、現在東大阪市ホームページ上に法律条文の掲載や、市内各施設に法律周知の啓発ポスターを掲示しております。また、部落問題をはじめ様々な人権問題をテーマとした市民人権講座の実施など周知啓発に取り組んでおり、今後も幅広い世代の市民に参加していただけるよう引き続き周知啓発に努めてまい

ります。

《回答：労働雇用政策室》

就職差別をなくすため、「就職差別撤廃月間」である6月に街頭啓発活動や広報誌等でPRを行うとともに、啓発ビデオ・DVDの貸し出しを行っております。また、広報媒体の作成にも取り組んでまいります。東大阪市企業人権協議会や大阪企業人権協議会のと取組を通じて、企業の人権意識の向上を図るとともに、公正採用選考についても、ハローワーク等、関係機関と連携し取り組んでおります。今後も広報誌やあらゆる広報媒体で就職差別や職場での人権問題の撤廃に向けて啓発に努めてまいります。

<新規>

(4)投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

《回答：選挙管理委員会事務局》

コロナ渦における投票者の利便性及び投票率向上の観点から、期日前投票所の設置期間の延長を検討しており、投票機会の拡大に努めてまいります。また、本市には4か所の期日前投票所と93か所の当日投票所を設置しており、十分な投票場所を市内で確保できていると認識しております。投票方法を記号式投票に改めると、まず投票用紙の様式変更が必要になります。本市市議会議員選挙であれば、60人前後の候補者が予想され、投票用紙一枚に候補者一覧を掲載するのは困難であると考えております。不在者投票の手続きに関しては、情報担当課と電子申請を含めた検討を進めてまいります。

<新規>

(5)ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の使途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

《回答：企画課》

現行のふるさと納税の使途は6種類あり、子どもの安全対策や子どもの育成をはじめとして、個性的なまちづくりの推進などさまざまな事業に活用しています。使途については寄附者様に選択いただいているため、特定の事業に優先的に配分ということはありませんが、今後もふるさと納税を市のまちづくりに有効活用してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて、市町村民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

《回答：循環社会推進課》

市民・事業者や大阪府・庁内他部局など関係行政機関と連携し、啓発活動などを通じて、食品ロスの削減に努めます。また、改訂中の東大阪市一般廃棄物処理計画において、食品ロス削減の取組を策定します。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019 年 5 月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

《回答：循環社会推進課》

大阪府や他自治体等の動向を注視し、フードバンクに対する支援や啓発などについて、検討を行います。

<継続>

(3) プラスチックごみの問題について

プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となり、自治体においても使い捨てプラスチックの削減や資源循環が進むよう効果的なとりくみが求められている。ポリ袋の有料化がスタートし市町村民の意識が高まるタイミングであることから、効果的な具体的施策を行うこと。

《回答：循環社会推進課》

令和元年 8 月 22 日に行った「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」及び行動指針に基づき、市民・事業者・関係行政機関と連携して、プラスチックごみをはじめとする、更なるごみの発生抑制、再使用、再生利用、適正処理の推進に努めます。

<継続>

(4)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市町村独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

《回答：消費生活センター》

消費生活に関する様々な情報提供や消費者教育の実施を通じて、消費者啓発に努めてまいります。

<補強>

(5)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

《回答：危機管理室》

市では特殊詐欺被害防止対策として、大阪府警察本部、市内3警察署と連携し、市政だより・市ウェブサイトをはじめ、TwitterやFacebook等のSNSにも特殊詐欺被害防止を啓発する内容や、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺の新たな手口から被害を防止する記事等を掲載した他、アポ電といわれる詐欺電話が多数発生した時には、警察と連携し、市のTwitterやFacebook等において、注意喚起を行う等しております。この他、特殊詐欺の被害防止や青少年の特殊詐欺への加担の危険性の周知を図るため、市と市内3警察署が協力して、啓発映像を作成し、市広報番組において、1週間にわたって放送を行い、注意喚起を行いました。この映像のDVDについては、市内の各高校、各中学校に配布した他、市や警察が行う防犯教室で活用していく予定であり、作成した啓発映像は市公式YouTubeにもアップされており、幅広い世代に周知できるように努めております。

《回答：高齢介護課》

本市では、市内在住で65歳以上の方が居住する世帯を対象に、電話機に取り付ける「通話録音装置」を無償貸与しております。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

《回答：交通戦略室》

設置後のバリアフリー設備に対する維持・補修・更新に係る費用については、現在のところ補助を実施する予定はございません。

<新規>

(2) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

《回答：土木環境課》

関係機関と協議を行い、順次キッズゾーンの設置を行ってまいります。

《回答：施設指導課》

現在、キッズゾーンの設定を希望する施設に対して現地調査を実施し、設定を進めております。今年度は大阪府下で初めてキッズゾーンを設定したこともあり、新聞等で取り上げていただき、当該事業を広く周知できたと考えております。今後もキッズゾーンの啓発に向けて取り組んでまいります。

<新規>

(3) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

《回答：交通戦略室》

本市では、地形や市街地の状況に関わらず全ての市民が利用できるタクシーの利用促進に取り組んでおります。現在、一人当たりの負担を軽減するため複数人で利用する仕組みなどを検討しております。

《回答：商業課》

買い物のしやすさにつきましては、今後、本市の消費者意識調査の結果などもふまえながら、必要な対策を検討してまいります。

<新規>

(4) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

《回答：上下水道局総務課》

持続可能な水道事業を実現するため、技術職員の継続採用に努め、人材の確保と技術の継承を図ると共に、人材育成のために必要な研修の積極的な受講や、他市との技術連携等を活用して技術の向上に努め、適正な勤務条件や職場環境の整備に取り組み、職員の労働環境の改善に努めてまいります。また本市水道事業について、令和3年度以降の次期水道ビジョン（今後10年間の施策の方向性を示すもの）の策定に取り組んでおり、市民へのアンケート調査や学識経験者と市民参加による懇話会を実施しながら進めているところです。アンケート調査結果や懇話会の概要等は市ウェブサイトに掲載するとともに、今後はパブリックコメントの実施を予定しています。なお、本市水道事業におけるコンセッション制度の導入については、現在のところ検討していません。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について（★）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

《回答：危機管理室》

災害発生時の避難行動の事前確認は大変重要であるため、市では市域全体のハザードマップを作成し、配布しております。さらに、市内の各自主防災会に対しては、その地域の危険箇所や避難経路等に特化した「地域版ハザードマップ」を作成するよう働きかけております。「地域版ハザードマップ」の作成過程では、市民に自助・共助の重要性を改めて認識して頂くために、地震、風水害、避難情報、備蓄物資等に関する

講演を実施し、防災対策について啓発しております。また、継続的に自主防災会が行う防災訓練を支援して市民の防災意識の向上に努めており、今後、地域の防災訓練のさらなる充実のためにも、事業者の参加について自主防災会へ提案してまいりたいと考えております。併せて、地域の講演会や防災訓練において、市や気象庁が発令・発表する情報やその伝達手段等の内容をお伝えしておりますので、地域内での伝達体制を構築する旨のお願いをしてまいります。また、コロナ禍における感染拡大期・安定期・終息期の対応など、市としての様々な取組につきましては、全庁体制のもと、新型コロナウイルス感染症にかかる情報共有、感染対策及び感染拡大防止を目的として、市危機管理室を事務局とした「新型コロナウイルス危機管理対策本部会議」を設置しており、その中で、状況に応じて、最大限の危機感を持ちながら、適宜検討してまいります。

《回答：地域福祉課》

避難行動要支援者名簿については、毎年1回更新し、活用方法について関係団体や地域の支援者に周知しております。今後は、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練について検討していきたいと考えております。

《回答：広報課》

災害時に市ウェブサイトで住民へ情報提供を行うことは非常に重要なことだと認識しております。災害発生時には市のホームページのトップで緊急情報と認識できるよう赤枠を使用するなどしてわかりやすく表示するように努めています。また市民が必要とする情報について広報課と危機管理室で連携を取りながら素早く的確に発信をしてまいります。

＜補強＞

(6) 地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

《回答：危機管理室》

市民に自助・共助の重要性を改めて認識していただくために、地震、風水害、避難情報、備蓄物資等に関する講演を実施し、防災対策について啓発しております。また、継続的に自主防災会が行う防災訓練に参加することで、市民の防災意識の向上に努めており、今後、地域の防災訓練のさらなる充実のためにも、事業者の参加について自主防災会へ提案してまいりたいと考えております。

《回答：交通戦略室》

一時避難できる場所の確保については、駅前交通広場等の防災空間の整備を進めると共に、鉄道事業者との連携について連絡体制の整備に努めてまいります。

《回答：産業総務課》

帰宅困難者に関しては、災害時の対応や事前の備え等について、事業継続計画（BCP）を策定する企業を増やす取組を進めていく中で、企業に幅広い対応をしてもらえるよう検討してまいります。

<補強>

(7) 地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。

《回答：危機管理室》

大規模な地震が発生した際には、交通の途絶が想定され、発災当初は市役所に登庁する職員数が限定される可能性もあります。そのような状況に陥った場合には、迅速な市民の安全安心の確保と行政サービスの継続的な提供を図るため、市職員が市役所へ可能な方法により直ちに参集し、業務に従事する必要があると考えております。また、これまでの大規模災害の教訓より、災害対応には近隣市町村等との連携が不可欠であることから、平時より関係強化を図ることができるよう努めてまいります。

《回答：人事課・危機管理室》

地震発生における初期初動体制について、災害の程度により職員の参集に影響があることから、初期初動におけるマンパワーの重要性を認識しているところです。緊急時においては、限られた動員のなかで、自主防災組織など地域の協力を得るとともに、他自治体の応援等も含め災害対策要員の確保に努めてまいります。

<継続>

(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

《回答：下水道計画総務室》

近年の気象変動に伴って、施設規模を上回る豪雨が頻発しており、各地に深刻な被害をもたらしています。本市域が含まれる寝屋川流域は、元来より水害リスクの高い地形条件から、平成2年より河川・下水道・流域が一体となり、まちを水害から守るための「総合治水対策」に取り組んでいます。本市下水道事業においても、「総合治水対策」に基づき、平成4年から雨水の排水能力を高めるため、地下にトンネルを作る要領で「増補管」と呼ばれる新たな管きょの整備に取り組んでいるところです。「増補管」は、施設が大規模であるため、整備するまでに多大な費用と時間を要します。今後も計画的に施設整備を推進するとともに、既存施設の機能を十分発揮できるよう適正に維持管理をしてまいります。また、市民の方々に本市の下水道事業ならびに、昨今の災害への備えをご理解いただくため、市政だよりやY o u T u b eなどを活用した広報活動に取り組んでまいります。

《回答：河川課》

治水対策につきましては、河川改修事業、校庭貯留事業によるハード事業、また、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、開発行為等による雨水浸透阻害行為についての許認可業務をおこなっております。また土砂災害対策としましては、急傾斜地危険箇所の定期パトロールを実施しております。崩壊防止工事等ハード事業については大阪府が所管となりますので、特に危険と思われる箇所については、大阪府へ対策事業の要望を行うなど大阪府と連携し治水対策に努めてまいります。

《回答：危機管理室》

災害による被害をより軽減するためには、ソフト・ハードの両面から備えることが必要ですが、治水対策や土砂災害対策などのハード整備のうち、国や大阪府が所管している事業に関しては、今後も一層の整備促進について、引き続き要望に努めてまいります。また、地域版ハザードマップは、各地域の危険箇所や避難経路等がマップ上の重要な情報であるため、それらの情報を把握している各地域の市民（自主防災会）を中心に作成したものであります。今後、必要に応じて、地域と連携を行いな

がら、随時更新を行い、市ウェブサイト等を通じて広報するとともに、内容のより一層の充実を図りたいと考えております。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市町村民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、市町村民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

《回答：危機管理室》

近年、降雨の状況は局地化、集中化、激甚化する中で、大型台風等大規模自然災害発生時における、事業活動を休止する基準の設定等、必要な仕組みを整備することは重要であると考えております。寝屋川流域においては、災害の発生を前提として、防災関係機関（流域市、大阪府、鉄道機関、気象庁、警察、報道機関、ライフライン、国土交通省）が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画「寝屋川流域大規模水害タイムライン」を、平成30年8月に策定しております。本タイムラインでは、台風等の風水害を想定して策定しており、引き続き、寝屋川流域のみならず、様々な災害の発生を想定したタイムラインを、防災関係機関と連携を図りながら策定し、先を見越した適時的確な対応を行い、被害を最小限にしたいと考えております。また災害時には、避難所に不特定多数の方が集まり、感染リスクの高まりが予測されるため、分散避難の検討と併せて、避難される市民の皆様の感染予防を図るため、「避難所における新型コロナウイルス等感染症対応マニュアル」を策定しております。加えて、避難所運営においても、感染症対策が適切に講じられるよう、本市避難所配備職員を対象として、策定したマニュアルに基づく避難所実地訓練を実施いたしました。市民の皆様に不安を与えないよう、感染症対策も踏まえながら、今後も適切な災害時の対応に取り組んでまいります。

東大阪公市第2909号
令和2年12月28日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
連合大阪河内地域協議会
議長 鳥井 一雄 様
連合大阪東大阪地区協議会
議長 田中 敬二 様

東大阪市長 野田 義和

東大阪市教育局
教育長 土屋 宝土

要望書について（回答）

令和2年11月13日付けで受付いたしました要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

《回答：地域健康企画課》

感染拡大に備えた検査・医療体制の確保については、大阪府の試算から東大阪に必要な量を想定し、市立東大阪医療センターをはじめとする病院や市内3医師会の協力を得て体制整備を進めています。検査・医療を提供するために必要な个人防护具等は国のスキームに基づく新型コロナ対応医療機関への配布を考慮し、不足する医療機関には、保健所の備蓄分を提供できるよう準備をしています。今後も国、大阪府の動向を踏まえ、市民が検査や医療を必要とした時に対応できる体制整備を進めてまいります。

②感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

《回答：母子保健・感染症課》

宿泊療養の整備につきましては、都道府県の責務として対応されており、中核市は直接宿泊療養の運営に携わっておりません。

(2)非常事態宣言時にも継続が求められる事業（労働者）への支援について

①PCR検査の拡充、及び必要物資の供給

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

《回答：母子保健・感染症課》

PCR検査（行政検査）の対象となる基準は感染症法第15条により

- ①新型コロナウイルス感染症の患者
- ②当該感染症の無症状病原体保有者
- ③当該感染症の疑似症患者
- ④当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

となっております。③④に関しては医師の判断（医学的根拠）が必要となります。また、コロナウイルス陽性者となった方に疫学調査を実施し、濃厚接触者と判断した方にはPCR検査を受けていただいています。新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録については、現在専門家会議等で新型コロナウイルス感染症のワクチン接種時の優先順位について検討中です。

《回答：労働雇用政策室》

新型コロナウイルスに関連した補助金や助成金の情報の把握に努め、市内企業への周知を図ってまいります。

②保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額しないこと。

《回答：施設給付課・施設指導課》

保育施設の感染症対策は、新型コロナウイルス感染症を含め「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿って実施をしております。保育施設内に人が立ち入る場合には、検温、手洗い、消毒などを徹底し、また施設内においても感染症対策を実施していることから、現時点においては、これまでと同じ基準で保育を実施してまいります。公定価格や国庫補助金については、国より発出された通知により、新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき算定を行っており、減額しない対応をしております。同様に、市単独補助金についても減額はしておりません。

《回答：高齢介護課》

介護を必要とする方々に対して、必要なサービスを提供できるよう今後も努めてまいります。

③介護サービス提供体制の強化

介護事業所でクラスター発生や家族が感染し、利用者が濃厚接触者となった場合の対応について、代替えサービス等のサービス提供がスムーズに行えるよう居宅介護支援事業所との連携を強化し体制を整えること。また、コロナ感染拡大によるサービス利用自粛者のADL（日常生活動作）低下が進まないための対策を講じること。加えて、介護事業所の利用控えが続かないよう、利用再開に向けたガイドライン、及び施設での面会や外出の制限についてもQOL（クオリティ オブ ライフ）向上に向けたガイドラインを策定すること。

《回答：高齢介護課》

本市では、感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等の利用者の積極的な受け入れや応援職員の派遣を行った事業所に対して、緊密かつ密接な連携の実施に伴う必要な経費の支援を行っています。引き続き本制度の情報提供に努めてまいります。これまでも介護予防の取組を種々行ってきたところですが、この度、コロナ禍の状況を踏まえ、高齢者が自宅で気軽に取り組める筋力トレーニングを動画に収録し、Y o u T u b e での配信やDVDの無償配布を行うなどの取組を実施しているところです。今後もサービス利用自粛者を含め、介護予防の必要性についての普及啓発に取り組んでまいります。

《回答：指導監査室》

利用再開に向けたガイドライン等につきましては、まずは情報収集に努めていきたいと考えております。

④感染者への誹謗中傷や差別・パワハラ等の禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

《回答：人権啓発課》

感染への不安を煽ることが病気に対する偏見や差別を強めることから、確かな情報を発信することと人権意識を高めるための啓発活動に取り組んでまいります。

《回答：労働雇用政策室》

職場における差別事象の根絶に向けて、東大阪市企業人権協議会や大阪企業人権協議会の活動等、様々な啓発事業を通じて取り組んでまいります。また、パワーハラスメントだけでなく、職場における様々なハラスメントの根絶に向けて、企業やその従業員の啓発に取り組んでまいります。

(3)雇用維持と事業継続について

①休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、該当する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

《回答：産業総務課》

休業要請が、府知事権限に基づき決定された場合には、市政だよりに掲載するとともに、市のホームページや中小企業だよりで発信するなど市内事業者への情報発信に努めてまいります。

②労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇用を維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

《回答：労働雇用政策室》

従業員の雇用及び賃金の維持を図るため、労働相談やその他の広報媒体を通じて、企業の啓発と労働者の知識の向上を図るとともに、雇用調整助成金を始め、国や大阪府の各種助成金を市内企業が十分に活用できるよう周知に努めてまいります。

③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

《回答：産業総務課・労働雇用政策室》

産業総務課におきまして、市役所内の14階フロアにて経営相談窓口を開設しております。相談窓口では、新型コロナウイルス感染症にかかる支援策の活用や、資金繰り等の幅広い分野について無料で相談することが可能であり、今後も相談窓口の利用促進を図ってまいります。また、労働雇用政策室におきまして、本年8月に社会保険労務士による、雇用調整助成金やその他労働に関する相談会を実施いたしました。現在は労働相談を通じて雇用調整助成金等の相談を行っております。今後も企業のニーズを把握しながら、雇用調整助成金を始め各種助成金の周知・啓発に努めてまいります。

⑤不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

《回答：労働雇用政策室》

賃金や解雇、その他の労働問題については、労働相談を実施しております。今後も事業の周知を図ってまいります。

《回答：生活支援課》

生活支援課では生活困窮者自立支援法に基づき、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し安定した生活できるように支援しています。また、市民への周知につきましては市政だより、市ホームページを活用し広報させていただきます。

《回答：税制課》

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が減少した方や失業した方について、個人市民税・府民税の減免が認められる場合があります。また、市税の納付が一時的に困難な場合は、一定の要件を満たせば、徴収猶予（特例）を申請することができま

す。これらの市税への相談については、担当課で受け付けており、市政だよりや市役所ウェブサイトにより市民の方に周知を行っております。

(4) エッセンシャルワーカーへの感染防止の強化について

① 社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事するの方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

《回答：政策調整室》

新型コロナウイルス感染症による影響は、社会・経済活動の広範に及び、それを支える様々な方々の命と生活を守ることは非常に重要であると認識しております。感染拡大抑止と経済活動の両立を続け、市民の皆様が安心して生活していただけるように、必要な支援の検討も含め、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に力を尽くしてまいります。

(5) 教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

① 新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

《回答：教職員課》

今年度については、国の補助金等を活用し、感染症対策のための予算を確保いたしました。来年度についても引き続き予算を確保できるよう関係部署に要望してまいります。

② 学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

《回答：学校教育推進室》

修学旅行をはじめとする宿泊行事などのキャンセル料等の取り扱いについては、本市財政部局と協議を進めるとともに、児童生徒及び保護者の心情にも鑑み、直前のキャンセルについても対応できるよう検討してまいります。

③教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員や、スクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市町村ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、大阪府として支援施策を講じること。

《回答：教職員課》

小・中・義務教育学校においては、教員の負担を軽減できるようスクールサポートスタッフをはじめとした支援人材を配置しております。来年度についても引き続き配置できるよう努めてまいります。